

「離婚した時」の主な手続き

総務課 R7.1.6

※離婚届を提出した後、下記の手続きについてご相談下さい。

チェック	種 別	返 還 ・ 届 け 出 先	備 考
	児童手当 (受給者が変わるとき) 離婚日の翌日から15日以内	【市】 こども家庭課 手当・給付班 (2階E番 Tel 29-5075) 各総合支所・各支所 市民福祉課	※世帯の状況により、下記以外に必要な書類があります ・新受給者の金融機関口座番号(普通預金)が確認できるもの ・新受給者のマイナンバーが確認できるもの ・対象児童のマイナンバーが確認できるもの(新受給者と対象児童の住所が別の場合) ・新受給者の本人確認書類
	児童扶養手当 ■申請される場合は、事前に相談してください。資格、所得制限等の一定の要件があります。	【市】 こども家庭課 手当・給付班 (2階E番 Tel 29-5075) 各総合支所・各支所 市民福祉課	※世帯の状況により、下記以外に必要な書類があります ・戸籍謄本 ・住民票 ・請求者と子の健康保険資格情報が確認できるもの ・年金手帳 ・請求者の金融機関口座番号(普通預金)が確認できるもの
	ひとり親家庭等医療費助成制度 ※18歳の年度末までのこどもを養育している方 資格、所得制限等の一定の要件があります。	【市】 こども家庭課 医療費助成班 (2階E番 Tel 29-5074) 各総合支所・各支所 市民福祉課	手続きに必要なもの ・戸籍謄本 ・対象者全員の健康保険資格情報が確認できるもの ※乳幼児、こども医療費受給者証を持っている方は福祉医療費受給者証(氏、住所、健康保険が変わる場合に手続きが必要です。)
	福祉医療受給者証 (重度障害者) ■但し、既に受給されている方で、苗字・住所・保険等が変わる方が対象です。	【市】 障害者支援課 福祉班 (1階13番 Tel 29-2522) 各総合支所・各支所 市民福祉課 各出張所(周東地域を除く)	・福祉医療受給者証
	バス優待乗車証 ■但し、既に受給されている方で、苗字・住所・保険等が変わる方が対象です。	【市】 障害者支援課 福祉班 (1階13番 Tel 29-2522) 高齢者支援課 支援班 (1階15番 Tel 29-2588) 各総合支所・各支所 市民福祉課	・バス優待乗車証
	障害福祉サービス 受給中のサービス・手当・医療等の変更手続き ■但し、既に受給されている方で、苗字・住所・保険等が変わる方が対象です。	【市】 障害者支援課 福祉班 自立支援班 (1階13番 Tel 29-2522) 各総合支所・各支所 市民福祉課	・受給中のサービス、手当、医療等の受給者証 ・印鑑(シャチハタ不可)
	保育園・認定こども園・幼稚園	【市】 保育幼稚園課 認定給付班 (2階E番 Tel 29-5077) 各総合支所・各支所 市民福祉課 各保育園・認定こども園・幼稚園	・印鑑(シャチハタ不可) ※世帯構成、保育を必要とする事由等に変更がある場合必要となります
	離婚時の年金分割制度 (離婚後2年以内に手続を行う必要があります)	岩国年金事務所 (Tel 24-2222)	・個人ごとで事情が異なるため、事前に年金事務所に電話確認をして手続きしてください
	市県民税 (寡婦(夫)控除についての説明)	【市】 課税課 市民税班 (2階G番 Tel 29-5054) 各総合支所・各支所 市民福祉課	・手続きは、確定申告や市県民税申告、年末調整の時期になります
	市税の引き落とし口座の変更手続き ・口座名義人の氏が変わる場合 ・口座名義人が元の配偶者の場合など	【市】 収税課 管理班 (2階F番 Tel 29-5059) 各総合支所・各支所 市民福祉課 各出張所(周東地域を除く)	・通帳、通帳届出印